

くらしの法律救急箱



第20回 株式に関するギモン

友人が会社を設立するにあたり株主になりましたが、株主とは会社にとってどのような存在なのでしょうか。

Q1

株主とは、株式会社に出資した人や組織をいい、形式的には、株主が会社を所有していることとなります。株式会社には「所有と経営の分離」の原則があり、株主は必ずしも会社の経営に関与するわけではなく、経営を担うのは、株主総会で選任された取締役です。また、株主は株式を購入するために出資をしていますが、仮に、会社が莫大な借金を抱えて倒産した場合でも、借金の返済義務を負うことはありません。これを「株主有限責任の原則」といいます。

Q2

株主にはどのような権利が認められますか。

A2

株主の権利は多岐にわたりますが、代表的なものとして次のものが挙げられます。

1 株主総会での議決権

会社の重要事項の意思決定を行う権利

2 配当請求権

利益の分配を受ける権利

3 残余財産分配請求権

会社が解散するにあたり残存した財産の分配を求める権利

これ以外にも、会社の経営を是正・監督するために必要な権利が与えられていたり（取締役の不正行為に対する差止請求権、株主名簿や計算書類の閲覧請求権など）、会社が合併等する場合にこれに反対した株主による株式買取請求権といった権利もあります。

Q3

株式を持っていても配当がもらえません。会社から出資金を返還してもらうことはできますか。

A3

取引先や知人から、会社の設立時や増資時に出資を頼まれることは少なくありません。しかし、出資金を払って株主を引き受けたということは、株式を購入したことになり、お金を貸した場合と同様には扱われませんので、原則として出資金の返還は認められません。ただし、出資時に株式の買取についてあらかじめ定めておいた場合などは、その合意に基づいて出資金の返還を受けることができます。



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

Q4

保有する非上場株式を第三者に譲渡することはできませんか。

A4

A3でお伝えしたように、株主は原則として出資金の返還を受けることができず、株式を譲渡してその代金を受けとることによって、実質的にお金を換えることが認められています。ただし、我が国では極めて規模の小さい株式会社が大量に存在していることもあり、株式譲渡の自由を認めてしまうと、全く見知らぬ人が株主になり、経営に支障が生じることが予想されます。

そこで、この弊害を防止するために、会社はあらかじめ自由な譲渡を制限する決まりを定めておくことができ、実際に会社の多くは、定款に「株式を譲渡するために株主総会（または取締役会）の承認が必要である」という株式譲渡制限を設けています。

なお、第三者への譲渡が承認されなかった場合は、譲渡を希望する人は、会社または会社の指定する者に買取を請求することができます。

Q5

第三者へ非上場株式を譲渡する際の価格はどのよう

A5

に決定すればよいのでしょうか。

譲渡当事者の間で合意によって決定できるようなら、法的にはその金額で売買することができます。しかし、譲渡人は当初の引受価格（出資額）での売却を希望することが多く、その額が会社の財務状況からして高額過ぎると感じられることも少なくありません。

そこで、譲渡価格をより客観的に算定する方法が模索されます。1株あたりの価値を評価する会計上の手法はさまざま存在し、例えば、純資産価額方式は対象会社の資産から負債を控除した金額を利用して評価する方式、類似業種比準価額方式は対象会社の属する業種について国税庁が公表している数値を利用して評価する方式です。

Q6

株主であった会社が倒産しました。私の保有していた株式はどうなるのでしょうか。

A6

A1のとおり、会社の負債について株主は責任を負いません。しかし、債務超過によって倒産した場合は手元の株式は「紙切れ」になります。株式を購入することの究極のリスクはこの点にあります。